

資源物ステーション管理運営規程

1. 目的

本規程は、B地区藤沢自治会資源物ステーションの円滑な管理運営を行なう為の基本事項を定める事を目的とする。

2. 基本理念

自分達の出した資源物は、公平に皆でその後始末を分担し責任を持つものとする。

3. 管理運営

- (1) 自治会区域を10ブロック(A-J)に区分し、各ブロック毎に資源物ステーションを設ける。(添付図参照)
- (2) 資源物ステーションは各会員宅前(塀側が原則)を1年毎に移動させる。
- (3) 1年間資源物ステーションを分担される会員宅は隣接2軒とし、実質半年交替を原則とする。ただしブロック内の話し合いにより変更も可とする。
- (4) 各ブロックの資源物ステーションの場所は自治会環境衛生部で一括して藤沢市環境事業センターに3月までに申請する。
- (5) 除外される会員宅について(添付図参照)
 - 交通安全上、及び収集の安全上から交差点付近の会員宅は除外する。
 - 交通量の多い道路沿いは、通過車両からの投棄の恐れがあるため除外する。各ブロックの話し合いで地理的に無理と判断された会員宅も除外する
- (6) 資源物ステーションの管理運営、清浄は各ブロック内での自主管理を原則とする。
- (7) 問題が発生した場合は各ブロックの自治会役員が管理責任者として、問題解決の調整に当たる。各ブロック内で解決出来ない問題は自治会として自治会役員会が対応に当たる。ただし残留物の処理は各ブロック内での解決を原則とする
- (8) 資源物ステーションの管理運営に要する費用は自治会環境衛生部で処理する。
- (9) 資源物ステーションの場所は自治会員以外には公表しない。
- (10) 資源物の出し方については、藤沢市から配布の「資源とごみの分け方・出し方」に基づくものとし、不明な時は環境事業センターへ問い合わせる事とする。

4. 付則

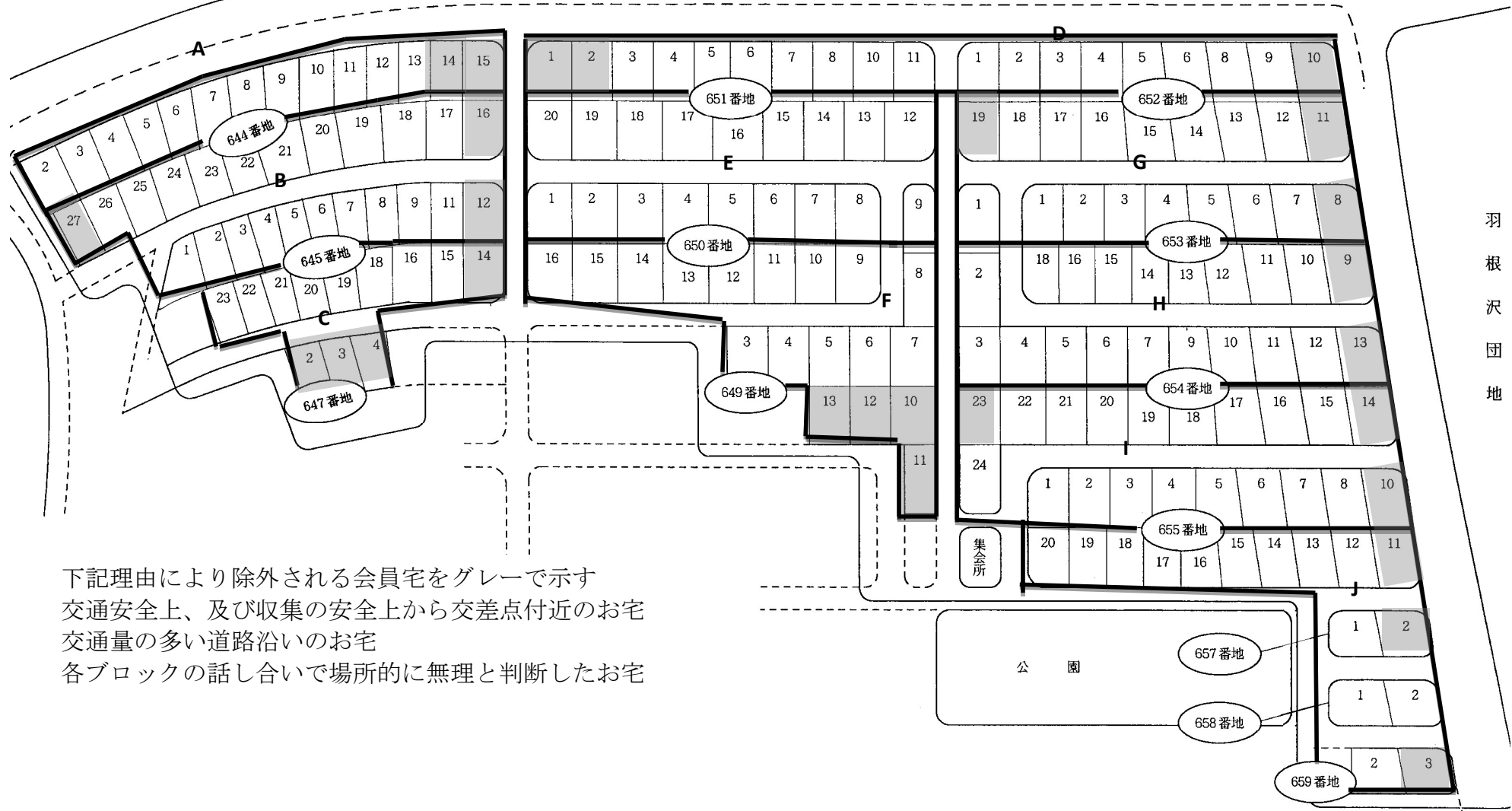
- (1) 本規程は平成10年12月5日の臨時総会における『資源・不燃ゴミステーションの分散化』議決に基づき平成11年2月6日の役員会で審議決定した。発効は平成11年2月7日とする。尚、規程の最終承認は平成11年4月総会にて行われた。
- (2) 本規程の改定は自治会総会で決定する。又、その改定履歴は、本規程末尾に注記するものとする。

5. 改定記録

- ①07. 3. 31 平成19年度より可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック包装容器の戸別収集が正式に開始され、持ち回りステーションは資源物のみとなるため規定を改定した(平成19年3月31日自治会総会にて決定)

B 地区藤沢自治会 資源物ステーションブロック図

やまか	武内整形外科医院	柳沢内科 小児科医院	こばやし幼稚園	滝の沢小学校
-----	----------	---------------	---------	--------



下記理由により除外される会員宅をグレーで示す
 交通安全上、及び収集の安全上から交差点付近のお宅
 交通量の多い道路沿いのお宅
 各ブロックの話し合いで場所的に無理と判断したお宅

羽根沢団地